

議 事 日 程 (第3号)

令和5年9月15日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第52号 令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 須恵町下水道事業の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第57号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第61号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第62号 自治功労者の推戴について
- 日程第14 議案第63号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 発議第 3号 森林環境税譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第 4号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 4 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 4 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 1 号 令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 須恵町下水道事業の設置に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 4 号 須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 6 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 5 7 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 6 1 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 13 議案第 6 2 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 14 議案第 6 3 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 発議第 3 号 森林環境税譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 16 発議第 4 号 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重

10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	主任主事	吉開 英
----	------	------	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	猪股 清貴	税務課理事	合屋 真由美
総務課長	諸石 豊	都市整備課長	世利 昌信
まちづくり課長	吉川 聡士	地域振興課長	平山 幸治
税務課長	中牟田 健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田 敦	会計管理者	横山 剛
健康増進課長	舩本 直明	学校教育課長	吉本 孝治
ふるさと応援課長	船井 弘喜	子育て支援課長	稲岡 慎太郎
社会教育課長	伊藤 泰彦	上下水道課事業課長	岩崎 勝
上下水道課管理課長	権藤 武範	総務課参事	黒川 忠敬
総務課課長補佐	石津 伸篤	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第47号から議案第52号まで、議案第61号及び議案第62号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第47号

日程第2. 議案第48号

日程第3. 議案第49号

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○決算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査報告をいたします。

まず、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書12ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額122億2,348万5,269円、対前年度比3%増に対し、歳出総額117億9,285万8,705円、対前年度比3%の増で、歳入歳出差引額は4億3,062万6,564円です。翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額6,187万9,000円を計上し、歳入歳出差引額から同額を差し引いた実質収支額は3億6,874万

7,564円となり、黒字決算です。

ここからは、決算審査意見書の記述も参考に申し上げます。

この令和4年度の実質収支額から前年、令和3年度の実質収支を引いたところの単年度収支は1,335万3,000円の赤字になります。これに黒字要素の財政調整基金積立金5,062万5,000円を加え、マイナス要素の財政調整基金取崩し額6億円を引いたところの実質単年度収支はマイナス5億6,272万8,000円となります。決算統計上は赤字ですが、実際のところは、財政調整基金取崩し額の6億円はそのまま公共施設等整備基金に移し替えていますので、基金全体の額は減少しておりません。財政調整基金の取崩し額を考慮しなければ、3,727万円の黒字となります。

財政収支の均衡を示す指標としての実質収支比率は6.1%で、前年度に比して0.1ポイントの増加、これは、実質収支額の減にかかわらず、分母となる標準財政規模額も前年度比減となっているためでございます。

歳入において大きいもの、自主財源では、町税が33億1,242万7,000円、そのうち、町民税14億8,626万6,000円、徴収率は94.84%、固定資産税14億6,342万6,000円、徴収率は97.46%、軽自動車税9,491万6,000円、徴収率は98.15%、町たばこ税2億6,761万1,000円、徴収率は100%です。町税全体では、前年度比4.3%、1億3,532万8,000円の増収です。

寄附金7億3,025万3,000円は、ふるさと応援寄附金及び一般寄附金の増により、前年度比25.6%、1億4,896万6,000円の増収です。

繰入金6億円は、財政調整基金繰入金から6億円を繰り入れ、公共施設等整備基金に移したため、大幅増となりました。前年度比4,956.9倍、5億8,813万5,000円の増収です。

繰越金3億8,478万6,000円は、前年度比マイナス13.3%、5,892万5,000円の減額です。

依存財源では、地方交付税21億5,176万8,000円、前年度比マイナス8.1%、1億9,010万6,000円の減、国庫支出金22億5,790万7,000円、前年度比マイナス9%、2億2,408万7,000円の減、県支出金8億9,706万9,000円、前年度比11.1%、8,976万8,000円の増、地方消費税交付金6億6,877万6,000円、前年度比7.6%、4,711万3,000円の増です。

町債は5億1,488万1,000円、前年度比マイナス21.4%、1億4,017万6,000円の増です。

自主財源は、前年度比16.8%、7億9,261万9,000円の増であり、歳入合計に対する構成比は45.2%で、5.4ポイントの増です。

依存財源は、前年度比マイナス6.1%、4億3,393円の減であり、歳出合計に対する構成比は54.8%、マイナス5.4ポイントの減でした。

自主財源の主たるものは、基金繰入金の6億円ですが、自主財源が増えれば依存財源が減るという皮肉な関係が出ております。

歳出です。性質別に主なものを申し上げます。

義務的経費として、人件費13億2,850万円で、前年増減率マイナス12.2ポイント、1億8,432万円の減、扶助費28億4,285万円、前年増減率マイナス4.5ポイント、1億3,271万6,000円の減など、義務的経費の計47億9,763万1,000円、構成比40.7%、前年増減率マイナス5.6ポイントです。

投資的経費として、普通建設事業費7億9,474万円、前年増減額2億4,978万7,000円など、投資的経費の計8億1,270万3,000円、構成比6.9%、前年増減率36.7ポイントの増です。

その他の経費として、物件費23億6,645万6,000円、前年増減額2,003万8,000円の増、補助費等14億435万5,000円、前年増減額1億9,685万5,000円の増、繰出金13億5,626万4,000円、前年増減額1億87万7,000円の増など、その他の経費の計61億8,252万5,000円、構成比52.4%、前年増減率6.6ポイントの増です。

歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、投資的経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性があり、健全な財政と言えます。令和4年度の構成比率は、前年度より改善が見られますが、依然として義務的経費の比重は高いと言えます。

令和4年度の特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計2億7,588万3,000円で3,845万3,000円の増、後期高齢者医療特別会計1億1,921万5,000円で1,061万8,000円の増、公共下水道事業特別会計2億6,890万9,000円で552万円の減、農業集落排水事業特別会計3,526万6,000円で656万4,000円の減額です。特別会計への繰出金は合わせて6億9,927万3,000円で、前年度より3,698万7,000円の増額となりました。

令和4年度の地方債の借入額は5億1,488万1,000円でした。主なものは、第三幼稚園（仮称）改築事業債1億9,460万円、臨時財政対策債1億648万1,000円、緊急防災・減災事業債8,260万円、文化会館舞台つり物改修事業債4,100万円、文化会館屋上防水改修事業債2,320万円、また、年度末の地方債残高は72億8,978万4,000円であり、前年度に比べると9,213万5,000円減少しております。

経常収支比率は、前年度から4.7ポイント上がって90.9%です。数値が低いほど一般財源

に余裕があり、財政構造が弾力性に富むとされます。本町において財政構造が硬直化していることが読み取れます。これまでのような歳入構造からの脱却を図らなければ、今後もこの傾向が続くと懸念されるものです。

本決算審査におきましては、地方自治法第233条第5項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類として、各事業別に作成された令和4年度主要施策調書の提出がありました。一般会計においては61事業についてのものでしたが、歳出の審査は事業別に着目して行いましたので、有益な資料として活用できました。

質疑として、歳入、13款、都市計画手数料について、屋外広告物許可申請手数料の実績を問うもの。答弁として、新規申請14件、更新申請36件というものでした。

14款、児童福祉費国庫補助金について、保育士等処遇改善臨時特例事業費国庫補助金の効果について問うもの。答弁として、保育士の所得が少し上がったが、この補助金が恒久的に続くかは分からないというものでした。

16款、不動産売払収入について、箇所を問うもの。答弁として、東中学校下の赤坂地区にある町有地を開発に伴い売却したというものでした。

歳出。歳出は事業別に申し上げます。

2款、広報すえ発行事業について、須恵町の所帯数に対しての配布所帯数が比率にして57.6%となるのは少ないのではないかと事業の効果を問うもの。町長の答弁として、昨年的一般質問の答弁と同様、これからは紙媒体からデジタルに変えていくべき。町の情報である広報は、携帯で見られるようになっていったほうがよいので、今の紙の部数を増やす必要はないと思う。50%台の配付率は低いかもかもしれないが、これからはITで、戦略でやるべきというものでした。

同じく2款、ホームページ事業について、ページの更新と手法はどこまで業者に委託し、どこまで職員が作業しているのかを問うもの。答弁として、全て職員が各課で更新している。決算書の委託料は、サーバー管理等の保守補修の費用というものでした。なお、職員が更新することにつき、各課ごとに多少の実力差があり、研修会等で補っている。全体では大量のページ数があるので、全てを見る担当者を置くことができないというものでした。

同じく2款、須恵町PR事業について、町勢要覧・PR動画の進捗を問うもの。答弁として、令和4年度から5年度にかけての事業であり、6年度には完成できるというものでした。

同じく2款、ふるさと応援寄附金事業について、泉佐野市が交付税減額訴訟で敗訴し、ふるさと納税の時期指定に向けた見直しが告示され、10月からのルール変更となった。その影響を問うもの。答弁として、総務省からの通知では厳しい変更点があり、やりにくい状況だが、そこまでの影響があるかとも思われる。納税額の向上に努めていきたいというものでした。

また、ふるさと納税の返礼品の件数は、これからも増える余地はあるか問うものがあり、答弁として、事業者数も返礼品数も整備している状況であり、ホームページの見せ方、新しい返礼品の開発、魅力的な商品の開発を進めていきたいというものがありました。

また、同事業、第18節青少年育成支援団体補助金の対象団体について問うものがあり、答弁として、町内企業を中心に構成されるアンビシャス応援団に補助をしている。書籍の提供、花壇の整備、子どもたちの無料塾運営などの事業をしていただいている。財源については、企業版ふるさと納税等を活用しているというものでした。

同じく2款、基金管理事務について、減債基金の積立ては目標額を持って事業ができていないかを問うもの。答弁として、目標額の設定はしていないが、起債の償還で急遽繰上償還をしなければならない場合の資金を積み立てているというものでした。

同じく2款、交通安全対策事業について、運転免許自主返納者の数と助成金の額の整合性と端数を問うもの。答弁として、令和4年度の新規返納者は82人、本事業の以前からの申請者との合計数は249人でした。整合しないのは、交通系ICカードの予備購入費を含むため。端数が生じる原因は、ICカード購入時の郵送料を含むためというものでした。

同じく2款、国土利用計画法関係事務及び8款、都市計画推進事業について、関連した計画の策定だが、事業費の格差が大きい理由を問うもの。答弁として、ほぼ並行して行う作業であり、業務委託を一括している。都市計画マスタープランに重点を置いた配分をしているというものでした。

同じく2款、情報セキュリティ事務について、事業額が相当であるかを問うもの。答弁として、福岡県のセキュリティクラウドに加入することで費用負担を軽減しているというものでした。

同じく2款、自治体DX推進事業について、新規事業の効果を問うもの。答弁として、転入・転出手続、妊娠の届出、児童扶養手当等に係る寄附の申出、また、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求などの二重業務がマイナポータルを利用してオンラインで申請できるようになる整備であり、住民サービスの向上につながる。既に稼働中だが、周知はこれからになるというものでした。

同じく2款、男女共同参画推進事業について、事業額が僅少で、施策の効果を問うもの。答弁として、担当課としては、県などの窓口として啓発をやるのであり、事業をやるかではない。実行するのは全部の部署になる。それぞれが意識を持ち、業務の中で進めるよう研修会をやっているというものでございました。

同じく2款、在留外国人受入環境整備事業について、事業費が減っているが、4年度の実績について問うもの。答弁として、株式会社スエノバへの委託が6月までということで事業縮小があった。その後、国際交流員の募集をかけ、イベントや日本語教室などの対応、ワンストップサー

ビスの事業を継続しているというものでした。

また、特定技能の資格を有した外国人受入れの現状を問うものがあり、町長の答弁として、インドネシアのバリ島政府と須恵町と現地の大学と包括協定を結んでいくことを目指している。地域には、ベッド数の多い病院、それに関連した介護施設もあり、看護と介護の人材不足は深刻だとの認識で、スピード感を持ってやっていきたいというものでした。

関連して、特定技能資格外国人受入れに際しての言葉の問題を問うものがあり、町長の答弁として、看護・介護はコミュニケーションに日本語ができないと駄目だが、現地の学生は物すごく優秀で、非常に目的意識を持ってやっているというものでございました。

あわせて、読み書きまで対応できるか、また、介護一般の受入れか、老人介護や障害介護などの特化した分野を意識しているかとの質疑がありました。町長の答弁として、現地では、日本の複雑な介護分野を全て認識しているわけではない。医療系法人に入って介護か看護をするというもの。そして、読み書きについては、現場に入って対応しながら身につける能力を備えているというものでした。

同じく2款、校区コミュニティ推進事業について、3校区における決算額の割合、歳出根拠を問うもの。答弁として、各校区コミュニティの補助金は189万5,000円ずつ均等だが、くらしのコミュニティ事業実施のコミュニティに360万円を加算しているというものでした。

同じく2款、コミュニティバス運営事業について、運行計画改正の時期を問うもの。答弁として、本年度、地域公共交通の計画を策定しているので、アンケート調査や専門家の意見も踏まえ、改正の必要があるとなれば作業に入るというものでした。なお、アンケート調査には、無作為抽出の2,500人のほかに、須恵町ホームページや公式LINEからもウェブアンケートを実施しているとのものでした。

同じく2款、町税徴収事務について、ファイナンシャルプランナーによる納税相談の費用対効果を問うもの。答弁として、滞納者から納税者に変えていく事業として行い、委託料が70万円に対して150万円の収納ができ、倍の効果となった。今年度は回数を増やしている。広報に出している効果もあり、滞納者ではない一般の方も「自分の家計を見直したい」との要望を受け入れ、昨年度は複数名の方も相談を受けたというものでした。また、徴収率に関しては上げていきたいとの答弁でした。

なお、キャッシュレス決済についての質疑に、答弁として、コンビニ納付とキャッシュレス決済、本年度からQRコード決済用に納付書にQRコードも掲載したので、伸びてくると思われるというものでした。

同じく2款、個人番号交付事務について、マイナンバーカード出張窓口の費用対効果を問うもの。答弁として、先行事例を調査の上で事業費を設定した。当時は、マイナンバーカードの申請

が頭打ちをした中での施策で、この時点での効果は想定以上であったというものでした。

また、同事業のスマートフォン相談窓口設置の効果と継続を問うもの。答弁として、事業継続は精査の上、判断する。効果としては、18回の開催で256名の利用、リピーターも多く、満足度は高いというものでした。

それを受けての質疑に、満足度は高くてリピーターが多いということでは、決して多い数字ではない。幅広くデジタル・ディバイドの対策を行う必要があるというもの。答弁として、町民のニーズなどはいろんな形で探っていきたいというものでした。

同じく2款、全国在宅障害児・者等実態調査事務について、調査員の実働を問うもの。答弁として、1名の調査員が約1か月にわたり従事。経験を積んでおり、守秘義務等も理解した上で事務を遂行したというものでした。

3款、福祉相談支援事業について、自殺対策強化県交付金の使途とDV電話相談の成果を問うもの。答弁として、県交付金は案内チラシの作成に使用、電話相談は9件の相談を受けているというものでした。

同じく3款、福祉施設管理運営事業について、ほたるの湯の利用者等実績を問うもの。答弁として、約2万5,100人に利用していただいているというものでした。

同じく3款、社会福祉施設支援事業について、支援金給付の効果を問うもの。答弁として、地方創生臨時交付金を活用し、須恵町独自の基準により、公益性の高い介護サービス事業所、障害福祉サービスの運営をしている事業所に、物価高騰等による経済的負担を軽減する給付ができたというものでした。

同じく3款、保護支援事業について、緊急一時保護の成果を問うもの。答弁として、1件1名の方を委託施設に2週間強保護したというものでした。

同じく3款、非課税世帯等臨時特別交付金事業と価格高騰緊急支援給付金事業について、両事業が対象とした低所得世帯及び家計急変世帯の算定基準は同様であるはずが、数に相違がある理由を問うもの。答弁として、前者は令和3年度と4年度にまたがる事業であり、後者は令和4年度のみであるためというものでした。

同じく3款、障害者福祉総務事業について、18節補助金は、民間には1事業所だけだが、今後を問うもの。答弁として、その事業所の設立当初の事情から、近隣各町も負担して補助金交付が続いているが、軌道に乗ったこともあり、本令和5年度を最後に補助金を終了することが決定しているというものでした。

同じく3款、子ども医療費助成事業について、4年度の助成件数の急増を問うもの。答弁として、確かなことは言えないが、令和2年度の子ども医療費は、コロナの影響で落ち込み、受診控えによる医療費減が発生した。その反動で3年度は増加に転じ、4年度も続いているという見立

てが可能というものでした。

同じく3款、病児・病後児保育事業について、利用者の受入れなど、事業の成果を問うもの。答弁として、令和3年度14人、4年度37人の受入れがあった。一日の定員は4人まで。ただし、保育士の手配による増減、流行性の疾病などは受入れ不可になる等の制限がある。利用の際に子育て支援課に連絡してほしいというものでした。

また、受入施設の増加を問う質疑に、答弁として、町内の小児科設置病院の回答は、設備、人員、コストの面で困難というものでした。

同じく3款、学童保育施設運営事業について、利用者が多く、施設が手狭になっているが、対策はあるか問うもの。答弁として、大変難しい問題で、解決策を探っている。さらに検討を重ねていきたいというものでした。

4款、空き家等対策事業について、今後の増加など、事業の成果を問うもの。答弁として、空き家自体は増えている。コンサルを入れての実態調査も行き、290件くらい数えられるというものでした。

同じく4款、リサイクル推進事業について、エアゾール缶の収集に関する問合せの現状を問うもの。答弁として、理解と協力を頂いている。問合せはまだあるというものでした。

同じく4款、住民検診事業について、主要施策調書に記載の各検診における人数を問うもの。答弁として、胃がん711人、大腸がん1,284人、肺がん1,090人、子宮頸がん352人、乳がん449人、歯周疾患40人というものでした。

同じく4款、母子保健事業について、新制度により妊娠・出産者数が増えたのか、効果を問うもの。答弁として、今の時点では何とも言えないというものでした。

6款、有害鳥獣被害防止事業について、事業の成果を問うもの。答弁として、捕獲状況は、イノシシが74頭、鹿19頭、アナグマ7頭、アライグマ11頭の除去を行ったというものでした。

7款、プレミアム付商品券発行事業について、商工会加入小売店数の減少から事業の成果を問うもの。答弁として、小売店以外に、サービス業、建設業、飲食業などが商品券事業に賛同しており、商工会の小売店舗数に限れば減少しているが、実態は増加傾向というものでした。

関連して、商品券事業が加盟店の経営に関してどのような効果があったか、データを取っているかという質疑があり、答弁として、担当課は入手していないというものでした。

8款、公園維持管理事業について、皿山公園の維持管理を問うもの。答弁として、皿山公園のツツジなど、また、登山道の観光ルートもツツジが高くなっており、農林事務所と補助事業にできるか協議中というものでした。

9款、災害対策事業について、自主防災組織助成金の端数がなぜ生じたか問うもの。答弁として、一律20万円の助成だが、指定避難所がある区は25万円の助成となり、かつ満額請求して

いない区があることからこのようになるというものでした。

10款、教育情報システム運用管理事業について、ICT支援員業務委託は、1人に対してこの事業費は高くついているのではという質疑。答弁として、コールセンター設置と支援員の体制を整えての額となっている。導入当初の経緯からこのようになっているが、今後、検討の余地があるというものでした。

なお、17節備品購入費の不用額について要因を問うもの。答弁として、大型提示装置を教室に配置するため、クラス増を想定していたが、増えなかったため不用額となったというものでした。

また、タブレットの更新の時期を問うもの。答弁として、3年計画ぐらいで考えているが、補助金の動き次第で検討していくというものでした。

タブレット1台の価格を問うもの。答弁として、今までの購入分は1台4万5,000円というものでした。

同じく10款、不登校児童生徒支援事業について、事業の成果を問うもの。答弁として、令和4年度は3年度に比して増加している。理由として、文科省の統計によると、無気力、生活の乱れの2項目で60%を超えているというものでした。

同じく10款、小学校就学援助事業について、要保護及び準要保護児童扶助費の不用額が多いのではというもの。答弁として、3月に発生する次年度新入生の入学準備金申込みに備えて予算の減額をしなかったというものでした。

同じく10款、小学校施設設備維持管理事業と中学校施設設備維持管理事業について、事業費のうち、空調移設工事の工事額の相違を問うもの。答弁として、配管等の状況が変わるので違いが出る。二小移設の空調は容量が大きく、須恵中移設の空調は容量的に小さかった。それぞれ仮に新規取付けの場合の見積りは、前者で229万7,000円、後者で180万円というものでした。

同じく10款、中学校施設設備維持管理事業について、設計業務委託のみの事業費では、その後の見直しを考慮すると無駄が多くなるのではというもの。答弁として、単価の見直しは職員で行っている。今後発生することはないというものでした。

また、印刷機借り上げの台数を問うものがあり、答弁として、年度中に新機種を入れ、3台から1台になったが、機能が向上しているので、不足は感じないというものでした。

同じく10款、幼稚園給食事業について、給食費滞納の事案はあるか問うもの。答弁として、ごく少数だが、あるというものでした。

同じく10款、久我記念館管理運営事業について、コロナ以前の来館者数と比較することで事業の成果を問うもの。答弁として、令和4年度に来館者数が4,798人、令和5年度が

5,749人で、回復傾向にある。今後も魅力的な展覧会を行い、施設自体の周知・認知を高め、各方面に使っていただきたいというものでした。

同じく10款、スポーツ推進事業について、スポーツ指導員謝礼の支給人数と成果を問うもの。答弁として、1つのチームにつき一律7万円、条件として、スポーツ指導者の認定登録者が属すること。令和4年度で26名分の支給がされているというもの。

重ねて、認定者数を問う質疑に、答弁として、2年に1回は更新する制度に切り替え、現在は61名というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書256ページです。

実質収支ですが、歳入総額28億8,221万5,398円、歳出総額28億7,507万2,458円で、歳入歳出差引額は714万2,940円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、279万9,983円の黒字で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は1,340万9,722円の赤字となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は93.1%、そのうち国民健康保険税が70.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、1款国民健康保険税は減額、マイナス1,697万9,648円、率にして3.1%、4款県支出金は減額、マイナス8,472万6,000円、率にして3.9%、5款繰出金は増額、3,845万2,986円、率にして16.2%、6款繰越金は減額、マイナス253万4,290円、率にして36.9%、7款諸収入は減額、マイナス113万7,161円、率にして10.1%。

歳出では、1款総務費は増額、772万3,605円、率にして35%、2款保険給付費は減額、マイナス7,101万7,438円、率にして3.4%、3款国民健康保険事業費納付金は増額、584万2,714円、率にして0.8%、6款保険事業費は増額、13万1,988円、率にして0.4%、8款諸支出金は減額、マイナス1,287万2,978円で、率にして39%。

令和4年度の国民健康保険税の収納率は、現年度92.16%で前年度比1.49ポイント減、滞納繰越分14.98%で0.92ポイントの減となっており、全体では70.87%で前年度より0.14ポイント減となっています。

不納欠損額は1,929万9,656円で、人数は116名となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約6,739万円、歳出が約7,019万円の減となっております。

令和4年度の平均一般被保険者数は5,518人、団塊の世代の後期高齢者医療への移行によ

り、前年度比較で188人減っております。被保険者の減少と収納率の低下により、保険税収は前年度比約1,698万円減少しております。

歳出では、被保険者数の減少により、保険給付費が約7,102万円減少しております。総医療費は減少しておりますが、1人当たりの療養諸費額は増加傾向となっております。保険税収納率の減少等により、その他一般会計繰入金は前年度比較3,328万円の増となっております。

これらのことから、1人当たりの療養諸費額は6年連続して福岡県高医療費市町村に指定されるなど、医療費は常に高い状況にあります。今後も増加すると見込まれますが、医療費の削減のためには、長期的な計画で、かつ効果的な医療費適正化事業を推進していく必要があると思われま

す。なお、令和4年度主要施策調書として、国民健康保険給付事業、医療費適正化事業、特定健診・特定保健指導実施事業について、報告を受けております。

質疑として、歳入、1款国民健康保険税について、保険税の不納欠損額、徴収状況を問うもの。答弁として、不納欠損の内容としては、5年時効の完成によるものが最も多い。これについては、対象者の財産調査、支払い能力の確認作業が他町と比較したときに少し後れているのではないかと税務課と協議し、今後の課題として捉えている。今後の経営安定化のために、収納率の向上に努めるというものでした。

5款繰入金について、一般会計から繰入金2億7,588万3,000円が入っているが、上限を問うもの。答弁として、繰入金の額についての制限はない。しかし、法定外の繰入金は、経営改善の観点から減らす努力が求められるというものでした。

歳出、2款、国民健康保険給付事業——高額療養分です——について、高額療養費利用者の年齢を問うもの。答弁として、60歳以上の医療費が国民健康保険全体で6割以上を占めている。高額療養費が発生している被保険者別に見ると、60代から70代が多い状況というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定しております。

続きまして、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の290ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億2,318万3,799円、歳出総額3億9,610万7,637円で、歳入歳出差引額は2,707万6,162円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は100%となっております。

歳入では、1款、後期高齢者医療保険料2億7,901万8,590円、歳入合計に対する構成比は65.9%と、3款繰入金1億1,921万4,585円、歳入合計に対する構成比28.2%、

この2つで94.1%と、歳入の大半を占めています。

歳出では、2款、後期高齢者医療広域連合給付金3億8,027万8,754円、歳出合計に対する構成比96%が主なものです。

なお、主要な施策の成果の説明として、健康保険税賦課徴収事務、健康保険制度維持事業について、報告を受けております。

質疑として、歳出、1款、健康保険税賦課徴収事務について、徴収事務の実際を問うもの。答弁として、特別徴収保険料が33%、普通徴収保険料が67%、特別徴収の収納率は100%となるが、納付書納付、口座振替などの普通徴収はなかなかそうならないというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書308ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億134万6,949円、前年度比マイナス0.8%、896万3,358円の減です。歳出総額は10億9,441万1,294円、前年比マイナス0.8%、911万8,446円の減です。歳入歳出差引額は693万5,655円となっており、実質収支額も同額です。単年の収支は15万5,088円で黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.79%です。調定に対する収入率は99.28%で、前年度比0.01ポイント増です。歳出合計額の予算に対する執行率は99.2%で、前年度比0.4ポイント減です。

歳入の主なものは、1款1項負担金2,918万1,600円、2款1項使用料3億950万7,270円、3款国庫支出金は8,790万円、5款1項他会計繰入金2億6,890万9,000円、7款諸収入1,431万4,897円、8款町債3億6,210万円。

歳出の主なものは、1款総務費2億3,645万9,364円、2款下水道事業費3億5,118万1,423円、3款公債費5億677万507円、町債の令和4年度借入額は3億6,210万円、償還未済額は65億3,831万9,233円です。

なお、下水道普及率は80.66%です。町全域において人口が増加傾向にあり、今後も処理区域内の人口は増加する見込みにあるため、下水道普及率が低下しないよう推進していく必要があります。延伸については、国の補助金、また、起債を有効活用して進めていただきたいと望むものです。

なお、令和4年度主要施策調書として、公共下水道施設整備事業と公共下水道事業財務事務について、報告を受けております。

質疑として、歳出の2款、公共下水道施設整備事業について、現在整備率などの指標の相違などを問うもの。答弁として、下水道普及率は、町の総人口に対する公共下水道利用者人口の比率、

本年度80.68%。昨年と同様だが、進捗率にとどまる原因の一つに総人口の増加がある。整備を進めても総人口のほうが伸び率が高いと、同じ数値になることが起こる。普及率の考えだと、整備を進めても逆に数値が下がる場合もあり得る。次に、計画進捗率とは、現在の事業計画内の計画人口に対し、整備を行っている人口の比率となる。本年度の計画進捗率は92.16%。事業計画がエリアを広げていくと数字の変動が出てくる。最後に、現在整備率。これは、経営整備計画の比率、本年度67.9%。いわゆる人に係る比率と面積に係る比率というところに違いがある。集中したエリアを整備すると整備率も上がるが、工業団地などの広い地域が未整備で残っている。そこで整備を行えば、面積整備率のほうも上がっていくというものでした。

また、上下水道課の研修について詳細を問う質疑に、答弁として、下水道係と管理系の職員が受験・受講している。県外や遠方などで専門となる研修を受ける必要があるというものでした。

同じく2款、公共下水道施設整備事業について、12節マンホールポンプ維持管理業務の管理の数量を問うもの。答弁として、設置数は32か所というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書332ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6,482万4,992円で、前年度比マイナス14.5%、1,099万8,102円の減です。歳出総額は6,120万3,050円で、前年度比マイナス16.2%、1,182万5,342円の減です。歳入歳出差引額は362万1,942円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は82万7,240円の黒字で、前年の赤字決算から回復しました。

歳入総額の予算現額に対する収入率は99.9%です。調定額に対する収入率は99.97%で、前年度比0.02ポイント増です。

歳入の主なものは、2款1項使用料626万4,290円、3款繰入金3,526万6,000円、6款町債2,050万円。

歳出の主なものは、1款総務費63万6,000円、2款農業集落排水事業費1,134万1,516円、3款公債費4,922万5,534円、町債の令和4年度借入額は2,050万円、償還未済額は3億1,180万8,115円です。

農業集落排水事業の計画進捗率は100%と完了しており、現在は宅地開発に伴う公共外設置工事、マンホールポンプ及び下水処理場の維持管理費並びに起債の償還が主な財政需要となっています。

なお、令和4年度主要施策調書として、農業集落排水事業財務事務の報告を受けております。

質疑として、歳出の2款、農業集落排水施設整備事業について、公共下水道との接続の時期を

問うもの。答弁として、令和17年度に皿山処理場、古の添処理場を公共下水道に編入する計画。ただし、農業集落排水の処理能力に限界があり、開発が進み、処理能力を超えるようになれば、速やかに公共下水道のほうに接続する検討も必要というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続きまして、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

概況です。営業総括。令和4年度営業実績は、給水人口は2万9,232人、前年度から242人の増加でした。年間総配水量は277万562立方メートル、年間総有収水量は264万7,829立方メートル、有収率は95.57%、水道普及率は99.63%でした。

建設改良事業の総括。配水施設改良工事は、佐谷地区16工区、水道管切替え工事ほか7件が施工されました。

経理総括。収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,528万8,425円に対し、同費用は5億4,110万5,933円で、差引き7,418万2,492円の黒字となりました。その結果、当年度未処分利益剰余金は8億5,571万3,661円となりました。

資本的収支では、収入1,975万2,700円に対し、支出は1億8,500万9,147円、差引き1億6,525万6,447円の不足額につきまして、過年度損益勘定留保資金1億6,824万2,147円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額781万800円で補填されました。

27ページをお願いします。

経営指標に関する事項では、令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、記載のとおり要因で前年度比2.7ポイント減の113.7%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比2.4ポイント減の109.1%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っています。

この下段を御覧ください。

管路更新については、主に下水道整備に合わせて更新を実施しており、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいりますとしています。

今後も、引き続き安定した事業経営を継続していくためには、これまで以上に計画性を持ち、効率性を高めた経営努力が求められます。そのためには、職員の資質形成が不可欠であり、公営企業職員としての経営意識の向上が必要となります。

また、令和4年度主要施策調書として、収益的費用に3枚の調書、いずれも委託料に係る報告、

資本的費用に2枚の調書、配水施設改良費、上水施設改良費の報告を受けております。

質疑として、資本的支出、1款、配水施設改良費について、石綿管の残存を問うもの。答弁として、残り152メートル。令和5年度に全て新しい管に切り替える計画というものでした。

水道料金徴収状況について、本年度の水道料金収入未済額が929万円、合計の滞納繰越額が2,261万2,000円、今後の徴収の取組を問うもの。答弁として、直近の滞納者には給水停止措置を実行している。支払いがない限りは締めっ放しで対応することで、翌年度に繰り越さないよう力を入れている。不納欠損に関しては、条例が必要となるので、整備を検討しているというものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長、御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。議案第47号から議案第52号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号令和4年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号令和4年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7. 議案第53号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定について総務建設産業委員会の審査

報告をいたします。

提案理由として、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

これは、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増しているため、法の適用を受けた新たな須恵町下水道事業を設置するものです。将来にわたり持続可能な経営を確保し、経営の見える化による経営基盤の強化を図るものです。また、会計処理の方式を従来の官公庁の会計から公営企業会計に移行いたします。

2ページをお願いいたします。

第1条で、下水道事業の設置について、この下水道事業とは公共下水道事業及び農業集落排水事業を示します。

第2条で法の適用を、第3条で経営の基本を、第4条で、組織で、下水道事業に管理者を置かず、管理者の有する権限は町長が行うものとしております。また、事務を処理させるために上下水道課を置くとしております。

第5条で重要な資産の取得及び処分について、第6条で議会の同意を要する賠償責任の免除について、第7条で議会の議決を要する負担付寄附の受領等について、第8条で業務状況説明書類の公表について規定しております。

附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

質疑として、第5条の重要な資産の取得及び処理中、条例で定める重要なものの取得及び処分について、予定価格が700万円以上の動産、土地については1件5,000平方メートル以上となっているが、何の規定に基づくものかとの質疑に対して、地方公営企業法施行令第26条の3に規定される町村の金額及び面積によるものと答弁がありました。

第4条で下水道事業に管理者を置かないとあるが、その理由はとの質疑に、管理者の設置は、条例により2つ以上の事業を通じて管理者を置くことができ、須恵町は3つの事業を通じて管理者を置いているため、個別の事業においては、管理者は置いていないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第53号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日から須恵町下水道事業に法の規定の全部を適用することに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものであります。

内容につきましては、須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、関係条例のうち11条を一部改正、4条の例を廃止する一括条例です。

改正の主な内容は、条文中「水道事業」と表記している箇所を「公営企業」に、また、「町長」と表記している箇所を「管理者」に改める等の所要の改正です。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

質疑としては、第7条関係で、第21条第2項中の「善良な管理者の注意」を「善良な管理」に改正している理由はどの質疑に、前項の管理者「町長」とかぶってしまうので、他市町村と同様な表現に改正したものですとの回答でした。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号須恵町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、子ども医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3ページ、新旧対照表をお開きください。

定義では、第2条第1号中「乳幼児、児童及び生徒」を「乳幼児及び児童」に改め、「須恵町重度障がい者医療の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けている者」を削り、同条第2号中「次のいずれかに該当する者をいう。」を「6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「12歳」を「15歳」に改め、同条中第4条を削り、第5号を第4号に、第6号を第5号にします。

子ども医療費の支給では、4ページ、第4条第1項ただし書中「第2条第2号イに掲げる乳幼児、第3号に掲げる児童及び第4号に掲げる生徒にあっては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次に掲げる額については支給しない」を「児童にあっては、自己負担分相当額のうち医療機関（薬局を除く。）ごとに1月につき500円（自己負担分相当額が500円に満たないときは、自己負担分相当額）については、支給しない」に改め、同項の表を削り、同条中第3項を第4項に、第2項を第3項とし、第1項の次に、2前項ただし書の規定にかかわらず、対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を支給としています。

この改正により、子ども医療費の入院外において自己負担額は、3歳から就学前で、現行、一医療機関につき月額800円を自己負担なしに、小学生、一医療機関につき月額1,200円まで、中学生、一医療機関につき月額1,600円までを、一医療機関につき月額500円までとします。

重度障がい者医療においては、3歳以上中学生が子ども医療に移行することにより、助成内容がよくなり、3年に一度の更新の事務的負担がなくなります。

入院については、現行3歳から中学生まで、一医療機関につき1日500円、月額上限7日間で3,500円が、自己負担なしとなります。

対象から除外するのは、生活保護法の保護を受けている者、ひとり親家庭等医療費の支給を受けている者となります。

2ページでは、附則として、1、この条例は令和6年4月1日から施行し、同日以降に受ける

医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町子ども医療費の支給に関する条例第5条に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して子ども医療証を交付することができるとしています。

質疑として、早生まれの場合の助成内容の質疑に、誕生日にかかわらず、同学年の子は、4月1日から同じ区分の助成を受けることとなりますとの答弁でした。

条例改正による拡充対象人数と町の負担増の予想額の質疑に、拡充対象人数は3,788人、町の負担額は1,200万円程度と予想していますとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第55号須恵町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、重度障がい者医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3ページ、新旧対照表をお開きください。

対象者、第3条第1項第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月からの」を削り、同条第2項に「3号、須恵町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号に規定する子ども」を加える。

第4条第1項第1号中「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円及び15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者は、1月に

つき2,100円を削る。」に改正します。

この改正により、3歳から中学生までは、現行、入院一医療機関1日500円、上限7日、3,500円までが自己負担なしとなるため、自己負担の少ない子ども医療費に移行し、高校生以上が重度障がい者医療費の対象になります。

2ページです。

附則として、施行期日等、1、この条例は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障がい者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条に係る重度障がい者医療費の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障がい者医療証を交付することができるとしています。

質疑として、重度障がい者医療費の支給対象の質疑に、認定の区分が、身体障がい者は、身体障害者手帳1級、2級、知的障害者は、療育手帳のA判定、重複して障害を持っている方は、身体障害者手帳3級かつ療育手帳のB判定、精神障害は、精神障害者保健福祉手帳1級の方々が、重度障がい者医療の対象になりますとの答弁でした。

3歳未満の子どもの場合は、重度障がい者医療費での支給はありますかとの質疑に、3歳未満は、障害の有無にかかわらず全て医療費は無料ですとの答弁でした。

重度障がい者の人数の質疑に、令和5年8月1日現在、重度障がい者は573人で、うち、今回の支給制度の対象となる方は、3歳から15歳は21人ですとの答弁でした。

重度障がい者医療証の受給資格となる療育手帳等の再判定により、受給資格を満たさなくなった場合の医療証の更新についての質疑に、再判定日の属する月の末日までは重度障がい者医療証が使用でき、翌月から、対象から外れることになります。資格の確認については、福祉課との情報連携により更新していますとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第56号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 5 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 5 7 号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。1 1 番、今村桂子。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第 5 7 号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減させることを目的として、ひとり親家庭等医療費助成制度を拡充するため、当該条例の一部を改正するものです。

3 ページ、新旧対照表をお開きください。

ひとり親家庭等医療費の支給では、第 4 条第 1 項ただし書中「当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。」を「医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額（第 2 号の場合に係る自己負担分相当額が同号に定める額に満たないときは、自己負担分相当額）については、支給しない」に改め、同項第 2 号を前号に掲げる場合以外の場合、「1 月につき 8 0 0 円（1 5 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間にある対象者にあつては、1 月につき 5 0 0 円）」に改めます。

第 4 条中、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に 2 項「前項ただし書の規定にかかわらず、1 5 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの間にある対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。」に改正します。議案第 5 5 号の子ども医療費の自己負担額と同額にする改正です。

この改正により、中学生以下の、入院外一医療機関月額 8 0 0 円が、自己負担、一医療機関 5 0 0 円に、入院、一医療機関 1 日 5 0 0 円、上限 7 日の月額 3, 5 0 0 円が、自己負担なしになります。高校生の改正はありません。

2 ページです。

附則として、施行期日等、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係るひとり親家庭等医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第 5 条に係るひとり親家庭等医療証を交付することができるとしています。

審査の結果、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 5 7 号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第61号

日程第13. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第61号及び日程第13、議案第62号自治功労者の推戴について、以上、2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第61号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、表彰条例の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵113番地。氏名、長澤誠司。生年月日、昭和28年5月25日、70歳。

2ページ目をお開き下さい。

長澤氏は、須恵町議会議員を平成7年5月から平成26年2月まで、須恵町議会議長を平成15年5月から平成19年4月まで務められ、通算で22年10か月となります。須恵町表彰条例の第5条第3号に議会議員の在職16年以上とあり、この規定に該当しますので、自治功労者として推戴するものです。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

○議長（松山 力弥） 委員長、続きながら62号もお願いします。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） すみません。失礼しました。

議案第62号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、表彰条例の規定により、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石129番地1。氏名、本原康子。生年月日、昭和27年3月13日、71歳。

2 ページ目をお開き下さい。

本原氏は、保護司を平成5年3月から現在まで活動されており、現在のところ30年と5か月が経過しております。須恵町表彰条例の第5条第4号に、行政上選任され、委員在職30年以上とあり、各種委員の中に保護司が含まれており、この規定に該当しますので、自治功労者として推戴するものです。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号自治功労者の推戴については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号自治功労者の推戴については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第3号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,060万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,054万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の追加は第2表地方債補正によるとしております。

債務負担行為の補正第3条、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、説明については省略いたします。

質疑として、歳出、2款1項ホームページ改修委託料について、ホームページにはめ込む動画の詳細を問うもの。答弁として、作成中の動画をトップページに埋め込む形になる。動画プロジェクトは町民参加で、町の人や風景など様々な動画を撮影し作成する。募集して集まった方々がボランティアで約四、五十名。関わり方はそれぞれ。映画制作会社のスタッフが指導者となって進めているというものでした。

同じく2款1項オープンイノベーション戦略推進事業について、特別旅費の詳細を問うもの。答弁として、年内に2名、年明けに2名が行く予定。行き先はインドネシアのバリ島の北部のシンガラジャという地区になる。現地の看護学校、国立の助産師専門学校、私立・国立の病院等の視察を目的にしているというものでした。

同じく2款1項校区コミュニティ推進事業について、ふれあいレインボー外構整備工事請負費の詳細を問うもの。答弁として、表から入って学童まで通る道路側の部分、舗装工事だが、入札案件になったので、概要書を提出して着工し、できればイルミネーションの前には竣工したいと考えているというものでした。

3款2項児童福祉施設運営事業について補助の詳細を問うもの。答弁として、給食費を値上げしている施設は、県の規定で補助金を給付しないが、その分を戻せば補助するというものでした。

関連して、南幼稚園の派遣職員はいつ頃から募集をかけていくのかという質疑に、答弁として、早急に始める。早めに動き出さないと難しくなる。予定は20名。今回募集を業務委託にした理由は、今までのように普通に募集してもこれだけの人数の確保は困難、より多くスタッフを抱えている人材派遣会社に委託すべきと判断した。集まるかは入札をかけてみないと分からないというものでした。

3款2項子ども医療費助成事業について、公費医療費システム改修業務委託料の詳細を問うもの。答弁として、公費医療費支給制度は福岡県の制度で、今回のシステム改修等は、町の条例に基づくシステム改修。来年度の4月からの施行のため、その前に医療証等発送準備を整える。年明けぐらいから個別の対象者に周知というスケジュールを検討しているというものでした。

4 款 1 項住民検診事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、検診の項目の見直しは、例として「中性脂肪」を「空腹時中性脂肪」に変更など、また、問診票の項目は、喫煙・飲酒・飲酒量の選択の変更等の変更、特定保健指導に関しては、今までは実施をした者に対して点数をつけて評価をしていたが、アウトカム評価ということで、結果が改善した者も評価の対象にする。令和 6 年度からは評価の見直しが行われるというものでした。

7 款 1 項生活支援商品券発行事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、電子化するが、スマホ対応ではなく、SUGOCA とか n i m o c a のようなカードのタイプで実施する。販売登録店には読み取る機械をレンタルし、利用者は、お店でかざしてもらっただけになる。約 60 店舗を見込んでいる。1 万 3,700 人が対象者で、ゆうパックで 12 月の初旬から随時発送というものでした。

また、デジタルになったほうが経費が抑えられるのかという質疑に、答弁として、事務委託料的にはあまり変わらないが、事業者が換金に来る手間が省けるので経費が抑えられるというものでした。

また、その他事業の周知方法の質疑に、答弁として、説明書を同封する、ホームページなどで周知する、使用期限が近づくと通知・再通知を行うというものでした。

8 款 3 項河川維持事業について、水位計の設置箇所を問うもの。答弁として、設置場所は商業施設のトライアルの敷地内の行瀬水路の下流側のほうの 1 か所。危険水位を早期に察知することにより、県道志免・須恵線の旅石宮ノ下交差点や周辺住宅の冠水を未然に防ぐためというものでした。

10 款 2 項小学校給食事業について事業の詳細を問うもの。答弁として、1 食当たり 1 人 310 円の計算で、本年度分の補助を行うというものでした。

10 款 5 項公民館事業について、類似公民館等施設整備費補助金の詳細を問うもの。答弁として、新原区が消防設備改修工事、それに伴う非常用照明器具の取替工事、南米里公民館が公民館敷地内の舗装工事、旭ヶ丘公民館は公民館周辺の柵、アルミフェンスの取替設置工事、甲植木区が公民館内のステージ及びトイレの改修工事、川子地区公民館は屋根の修繕、補助金なので、全体の費用の 2 分の 1 の補助です。

川子地区公民館は、地区公民館ということで町有、したがって、川子地区公民館の場合は 9 割が町負担というものでした。

同じく 10 款 5 項図書館施設維持管理事業について、選定業務委託料の詳細を問うもの。答弁として、北側斜面の竹林が危険ではないかと判断したというものでした。

同じく 10 款 5 項久我記念館管理運営事業について、展示室カメラ設置工事の詳細を問うもの。答弁として、カメラの設置台数は、1 階部分に 6 台、2 階部分に 2 台、合計 8 台。事務所にワイ

ドモニターレコーダーを配置し、そこで監視する。

カメラの機能は、解像度が200万画素、フルハイビジョンレベルの画質で、顔の識別までできる。保存容量は、ハードディスクで容量4テラバイト、大体、1テラバイトが166時間なので、1週間程度、7日分の保存が可能。4テラバイトになると、その4倍は1か月程度の保存ができ、その都度上書き保存を繰り返すというものでした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15．発議第3号

○議長（松山 力弥） 日程第15、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、平山諭君。

○議員（1番 平山 諭） 議案書の1ページをお願いします。

発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について、この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、森林の有する様々な公益的機能を果たすべく、干ばつなどの森林整備の財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設されたところです。しかしながら、多くの森林を抱える我が須恵町では、森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっています。

よって、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準を見直すことを強く求めるため提出するものです。

2ページに意見書の内容を示しており、ただし書きで、財源確保には個人の負担増とならないような配慮をお願いするものです。詳細については、全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

また、3ページに意見書の提出先を示しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第3号森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第16、発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議について、この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、2ページの決議をお願いします。

1つ、名称は、議会改革調査特別委員会とし、2、設置の根拠は、地方自治法第109条及び須恵町議会委員会条例第4条で特別委員会の設置等が規定されています。

3、目的は議会改革に関する調査です。積極的に議会の見直しと活性化を進める議会改革の取組を推進し、議会としての役割と責任を果たすため調査します。

4、委員の定数は7人です。

5、調査期間は、調査が終了するまでといたします。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、このとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号議会改革調査特別委員会の設置に関する決議については可決することに決定しました。

次に、特別委員会委員の選任については議長において指名したいと思いますが、この取扱いに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。ここで、議会改革調査特別委員会の委員を報告し

ます。

田ノ上真君、今村桂子君、百田輝子君、稲永辰己君、男澤一夫君、白水春夫君、平山諭君の7名を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました7名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

また、審査期間は、目的の審査が終了するまでとします。

日程第17. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営、議会改革の取組及び予算決算の審査方法について、総務建設産業委員会より、須恵町及び福岡都市圏の水道施設について、文教厚生委員会より、手話基本条例及び手話推進事業について。

以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

日程第18. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後12時10分より議会改革調査特別委員会を正副議長室で開催し、その後、広報特別委員会を第3会議室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

広報特別委員会におきましては、午後1時からといたします。

会議を閉じます。令和5年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後0時00分閉会
